

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6, 6-7会議室

## ○議事日程

令和2年4月8日（水曜日）午後4時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（16名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	8番 森 邦彦 君
9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君
12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 君		

## ○欠席委員（3名）

6番 野田 卓志 君	7番 片岡 篤夫 君	15番 土屋 尊史 君
------------	------------	-------------

## ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長屋 隆司 君	上之保事務所長	長尾 成広 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局主任主査	長谷部 香織 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君		

午後4時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。市民憲章ですが、こう言った時期でもありますので、今日は割愛させていただきます。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）みなさんこんにちは。桜も満開になりまして、寺尾も満開と言う事でございます。今、コロナの関係で本当にみなさんがた気を使って見えることとおもいます。そう言った中で今日、この開会時間ですが本来なら歓送迎会をと言うことで、この時間に予定をしておりました。あえてこの時間を繰り上げて1時間前にとも思ったのですが、みなさんお忙しい中、中間の時間を取るという事は大変だと思ひ、一日の後半のこの時間がいいだろうと言う判断でこの時間にさせていただきましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。それと、この春の市の異動がありまして長尾課長が、そして先に挨拶をいただきました横山部長が定年退職と言う事で人事異動がありました。今回新しくおみえになりました産業経済部長には武藤さんが、そして、農林課長には長屋さまが就任されました。またお世話になります。よろしくお願いいたします。今のコロナの件でございますが、私たちそれぞれが今の国が言う三密、密閉・密集・密接をなるべく近づかないと言う事で不要不急の外出を心掛け、本当にくどいように報じられておりますが、うがいと手洗いが一番肝心な事だと思っております。そして、それを行うことによって、自分に感染しないように、また家族に移さないように、また地域に広がらないようにと言う事を思いながらコロナ対策に取り組んでいただければ良いのではないかなと思ひます。このような会議は短時間で終わるようにとの事ですので、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。そして、一つですが、先般3月13日の農業新聞をみていただきましたと思ひますし、今月3日の農業新聞をみていただきましたと思ひますが、ここの市の中で農業者年金を加入していただきました方が昨年度4名みえました。これも皆さん方の農業者年金に対する推進、そう言った事にご尽力をいただいた賜物の結果だと思っております。ありがとうございます。またこれからも農業者年金につきましては推進に取り組んでいただけますようよろしくお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、前事務局長であります長尾がご挨拶申し上げます。

○上之保事務所長（長尾成広君）みなさんこんにちは。お久しぶりです。4月1日の人事異動で農林課長から上之保事務所長と言う事で上之保へ行くことになりました。地元で知った人が沢山いる所です。1年間と言う短い間でしたがお世話になりました。また、農業委員さんにおかれましては私が、28年まで4年間農業委員会におりました時に、2期以上農業委員をやってみえる方は旅行へ行ったりとか、色々お世話になったりして、本当にせつかく戻ってこられたのですが、また変わってしまうと言うことでありまして、大変残念ですけれども、次の長屋課長しっかりしてみえますので、よろしくお願いいたします。先ほども出ましたコロナウイルスですが、なられると死亡することもありますので、くれぐれもコロナウイルスにかからないようにしていただいて、健康には気を付けていただければと思ひます。上之保へ見えた時には寄って頂ければ、コーヒーでも缶コーヒーかジュースくらいは出させていただきますので、寄って頂けたらと思ひます。また、ゆず祭りとか、津保川産業祭とかありましたら私も出ておりますのでまた声をかけていただければと思ひます。長くなりましたが、色々とお世話になりました。ありがとうございます。

○議長（野村茂君）長尾課長には本当にお世話になりましてありがとうございます。今おっしゃられたように、旅行に行った思い出があります。本当に短い時間ではございましたが、お世話になって本当にありがとうございます。これからも益々のご活躍をご祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○上之保事務所長（長尾成広君）どうもありがとうございます。ここで失礼させていただきます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、本来であれば新しく経済部長になりました武藤がご挨拶もうしあげるのが、ただいま市長協議をしております。どうしても出てもらえないと言う事で、皆さん方によろしくと言う事ですので、お願いいたします。それでは事務局長の長屋がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長屋隆司君）みなさん改めましてこんにちは。どうもご苦労様です。先ほど紹介いただきました4月1日の人事異動で農林課長に就任することになりました長屋です。出身は板取のモ

ネの池の近くに住んでおります。先ほどからご紹介ありましたが、昨日安倍首相のほうから7府県に対して異常事態宣言が出されているところがございますけれども、農業の方に関しましては特段制限を設けられている訳ではないと言う事で、今日、農業新聞を見ましたらそのような事が記載されておりましたので、今朝安堵したような状況でございます。しかし、3月中旬位から、コロナウイルスの蔓延に伴いまして、牛肉の価格でありますとか、野菜、花木の方の価格が低迷してきていると言う状況が続いております。そんな中、農林課の方も毎日価格の推移を確認しながら、下落した場合、これ以上下落した場合の救済処置と言う事で、今事業の拾い出しを行っている最中でございます。また、必要に応じて事業化をしていく方向で進めておりますので、そういった事でご承知おきいただきたいと思っております。それでは今日、4議案が上程されておりますので、慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。6番の野田委員、7番の片岡委員、15番の土屋委員の3名が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、総会は成立しております。次に、議事録署名委員の指名を行います。11番中村委員、14番八木委員のお2人をお願いします。

これより議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、長良川鉄道関富岡駅の東210mほどに位置する農振農用地区域外にある田、436㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人と譲渡人がお互いの耕作の効率をあげるために交換をすると言うものです。3条2番、3条3番と同時許可案件です。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、富津橋の北東480mほどに位置する農振農用地区域外にある田、1,404㎡。申請の目的は使用貸借権の設定です。譲受人は農業経営拡大のため、申請地を借り受けると言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。3条1番、3条3番と同時許可案件です。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は長良川鉄道関富岡駅の東360mほどに位置する農振農用地区域外にある田、393㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人と譲渡人が、お互いの耕作の効率をあげるために交換をすると言うものです。3条1番、3条2番と同時許可案件です。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は、4ページになります。申請地は上切公民センターの西110mほどに位置する農振農用地区域内にある田、1,000㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、農業経営規模拡大のため、譲り受けると言うもの。譲渡人は、遠方に住所があり、耕作ができないため、譲受人の要望に応えると言うものです。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、船山集会所の北北東1kmほどに位置する農振農用地区域外にある登記地目田、現況地目畑、297㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営規模拡大のため、譲り受ける言うもの。譲渡人は、自宅から離れていて利便性に欠けており、譲受人の要望に応えると言うものです。

すべての案件について、3月13日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの4件、使用貸借件設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、議案第1号について質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号の5件について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) はい。ありがとうございます。全員のご賛同をいただきました。議案第1号の5件について、原案のとおり許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、平賀公民センターの南370mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、2,311㎡の内308.62㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、一般個人住宅を建築するために親から申請地を借りると言うもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるものです。

3月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、香林寺池の南100mほどに位置する畑、247㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、現在、賃貸住宅に住んでおり、自己住宅を建築するために、親から申請地を借りいれると言うもの。使用貸人は、子の要望に応えると言うものです。

3月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、下日立集会所の南70mほどに位置する登記地目畑、現況地目山林、176㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。譲受人は、申請地に竹を植えると言うもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ております。

3月13日に現地確認をしたところ、昭和55年頃から竹林となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は4ページ、位置図は、9ページになります。申請地は、中濃運転者講習センターの東100mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地、391㎡の内306㎡。農地の区分は街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、一般個人住宅を建てるために、申請地を借りると言うもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えると言うものです。

3月13日に現地確認をしたところ、昭和55年頃から宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、堅仙房公民センターの東80mほどに位置する田、3筆 3,249㎡の内2,622㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅です。使用借人は、アパートを建築し、収入の補填を図るため、親から土地を借りると言うもの。使用貸人は、子の要望に応えると言うものです。

3月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

6番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、関市総合斎苑わかくさの北100m

ほどに位置する登記地目田、現況地目畑、3筆478㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、アパート住まいですが、家族が増えるため、住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は、譲受人の申し出により譲り渡すと言うものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

3月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。事変2番と同時承認案件です

7番の案件 議案は5ページ、位置図は、12ページになります。申請地は、小瀬星ヶ丘公民センターの南東300mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、1,078㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、アパート住まいであるが、家族が増え、住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は、譲受人の申し出により譲り渡すと言うものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

3月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、瀬尻小学校の南420mほどに位置する田、795㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでおり、当申請地を宅地分譲として造成し、販売したいと言うもの。譲渡人は、多忙で自ら農業を営むことが困難であるため、生活資金に充てたいと言うものです。

3月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、瀬尻小学校の南440mほどに位置する田、2筆1,160㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、当申請地を宅地分譲として造成し、販売したいと言うもの。譲渡人は、多忙で自ら農業を営むことが困難であるため、生活資金に充てたいと言うものです。

3月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

10番の案件 議案は6ページ、位置図は、15ページになります。申請地は、小屋名公民センターの北70mほどに位置する畑、162㎡の内31㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。譲受人は、既設の進入路が手狭であるため、拡幅したいと言うもの。譲渡人は、相続により取得したが、周辺が宅地化し、農地として適切に管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すと言うものです。

3月13日に現地確認をしたところ、令和2年に土地の造成をしていたため、始末書の提出を求めています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、虹ヶ丘保育園の南西340mほどに位置する登記地目山林、現況地目雑種地、課税地目畑、264㎡の内184㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅、庭、駐車場です。譲受人は、申請地の近くに住んでいるが、自宅敷地が狭いため、庭・駐車場として利用したいと言うものです。譲渡人は、市外に住んでおり、土地の維持管理が困難であるため、譲受人の要望に応えると言うものです。

3月13日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、岐阜県魚苗センターの北470mほどに位置する畑、142㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫です。譲受人は、本格的に農業経営を再開していきたいと考え、自宅に保管している農機具を収納できる倉庫を建設したいと言

うもの。譲渡人は、市外に住んでおり、自ら耕作できないため、譲受人の申し出に応じると言うものです。

3月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 議案は7ページ、位置図は、18ページになります。申請地は、中切集会所の西130mほどに位置する登記地目原野、現況地目畑、55㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅、駐車場です。譲受人は、住宅が隣地にあるため、自家用駐車場として、利用したいと言うもの。譲渡人は、高齢となり耕作の管理が困難なため、譲受人の要望に応えると言うものです。

3月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権設定に関するもの4件、計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい。ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第2号の13件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして議案第3号事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、8ページになります。

1番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、田原下水処理場の南東280mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、2筆754㎡。変更内容は、事業計画者の変更及び転用目的の変更です。事業計画変更者は、平成17年2月28日に、事業計画変更の承認を受けて、一般個人住宅及び作業場を計画していたが、資金面の問題で計画がとん挫し、現在に至っています。変更後の事業計画者は、一般個人住宅を建築すると言うものです。

2番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、関市総合斎苑わかくさの北100mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、326㎡。変更内容は、事業目的の変更です。当初事業計画者は、平成18年1月27日に、5条許可を受けて、一般個人住宅を新築する計画であったが、経済的な理由で計画がとん挫した。変更後の事業計画者は、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいと言うものです。5条6案の案件と同時許可案件です

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第3号の2件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして議案第4号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、9ページから11ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が3件、地目は田が3筆で4,708㎡。賃貸借権設定に関するものについて新規が2件、地目は田が2筆で1,573㎡です。更新が28件。地目は、田が28筆で、39,226㎡です。地区は、下有知、武芸川町宇多院、谷口、跡部、平、高野、東本郷、の5地区でございます。権利の設定を受ける者は、三輪幸博外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第4号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君) ございませんようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

○事務局課長補佐(小石隆之君) その他と言う事でございます。次回農業委員会総会につきましては、令和2年5月8日金曜日、一応合同会議をやる予定で時間を午前9時と言うことで、10時から合同会議と言う形で進めて行きたいとは思っているのですけれども、現在このような状況でして、農業委員会の総会については法律上どうしてもこう言った形式で皆さんに寄っていただかなくてはいけないのでやります。もし、コロナの状況に応じまして9時を10時にするかも知れませんが、その辺流動的になりますが、9時か10時のどちらかで寄っていただくような形になるかと思えますがよろしくをお願いいたします。

あともう一点、4月の報酬でございますが、毎月総会の日に支給させていただくような形で、支払の事務処理をさせていただいておるのですが、年度初めと言う事でございます、4月だけ今日、支払いをするのは無理だと言うことで、4月20日に4月分の農業委員さんの報酬を振り込ませていただくと言うことで処理をさせていただいておりますので、ご承知おきをお願いいたします。以上でございます。

○職務代理(安田孝義君) 短時間でありましたが、本当にご苦勞様でございました。陽気も良くなりまして、今日出てくる時に関インターの所で21度ありました。外は暑い位ですけれども、冒頭、挨拶の中にもありましたけれども、なかなか収まりません。やっぱり、手洗いと消毒だけはみなさん、私を含めてしっかりとすれば畑や田んぼに出かける方が多いですから安心だと思います。どこに飛んでいるかわかりませんが、お互いに気を付けいと思います。どうもご苦勞様でした。

午後4時33分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_ 印

11番

\_\_\_\_\_ 印

14番

\_\_\_\_\_ 印